

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部市民参加推進課(指定管理者) No.010

処 分 名	男女共同参画推進センターの使用料の減免
処 分 の 概 要	基準の要件に該当した場合、男女共同参画推進センターの使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は減免することができます。
根拠法令等・条項	春日部市男女共同参画推進センター条例（平成 17 年条例第 27 号）第 14 条 春日部市男女共同参画推進センター条例施行規則（平成 17 年規則第 12 号）第 5 条、第 6 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成 19 年 6 月 18 日条例第 33 号）第 3 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成 19 年 6 月 18 日規則第 52 号）第 4 条
審 査 基 準	◎男女共同参画推進センターの使用料の減免は、次の(1)～(3)の要件のいずれかに該当することが必要です。 (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除 (2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除 (3) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合 「根拠条例及び関係例規等の抜粋」欄参照
標準処理期間	1 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日 （最終改正：平成 31 年 3 月 22 日）
申請時期	随時
申請方法	男女共同参画推進センター窓口へ提出
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

**■男女共同参画推進センター条例**

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

**■男女共同参画推進センター条例施行規則**

(使用料の減免)

第5条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除

(2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除

(減免の手続)

第6条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市男女共同参画推進センター使用料減額・免除決定通知書(様式第6号)により、申請したものに通知しなければならない。

**■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例**

(使用料等の減免)

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

**■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則**

(減免する使用料等)

第4条 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表(第3条関係)

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する場合	障害者団体が使用する場合
春日部市男女共同参画推進センターの使用料等	免除	減額